

シートベルト及びシートベルト取付装置に関する基準の見直しについて

1. 概要

チャイルドシートの不適正使用が多い現状を踏まえて、簡単・確実に固定できる ISOFIX チャイルドシートについて基準化することを決定し、平成15年10月(第4回自動車安全シンポジウム)に発表しているところです。また、乗用車の後部座席乗員の安全性の向上を図るため、後部座席中央の三点式シートベルト化について、安全基準検討会において次期安全基準化候補項目とされているところです。

これらの状況を踏まえて、今般、シートベルト及びシートベルト取付装置の基準を見直し、ISOFIX 取付装置の車両への装備、三点式シートベルトの装備範囲の拡大等の基準の見直しを行います。なお、自動車基準の国際調和の観点から、基準の見直しに際しては、国連の車両・装置等の型式認定相互承認協定(1958年協定)に基づく規則第14号及び第16号との整合化を図るとともに、認証の相互承認の対象とするため、国連における基準改正の進捗を踏まえつつ、装置型式指定規則に基づく指定の対象とすることを検討しています。

2. 具体的内容

適用対象

乗用自動車及び貨物自動車(トレーラ、二輪自動車及び側車付二輪自動車は除く。)の前向き又は後向き座席に備える大人用座席ベルト及びその取付装置に適用します。ただし、最高速度 20km/h 未満の自動車の座席及び非常口付近にある容易に取り外し又は折り畳むことができる座席に備えるものは適用除外とします。

また、乗車定員 10 人未満の乗用自動車に装備する ISOFIX 取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置に適用します(車両総重量 3.5トン以下の貨物自動車に ISOFIX 取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置を装備する場合にも適用します。)

主な要件

- ・乗車定員 10 人未満の乗用自動車について、ISOFIX 取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置の強度、取付数、取付位置等を規定します。これにより、車両側の ISOFIX 関連規定が整備されます。
- ・座席ベルト及び座席ベルト取付装置について、乗用車等の全前向き座席の三点式シートベルト装備を含め、強度、取付数、取付位置等を規定します。これにより、乗用自動車(乗車定員 10 人未満又は車両総重量 3.5トン以下のものに限る。)の前席中央及び後席中央について三点式シートベルトとなります。

3. スケジュール

平成17年度中の公布を予定しています。

(用語について)

- ・二点式シートベルト:腰部にまわす腰ベルトからなる二点で支持されるシートベルト
- ・三点式シートベルト:腰ベルトに加え、肩から腰に斜めにかかる肩ベルトをもつ三点で支持されるシートベルト
- ・ISOFIX: 共通化された取り付け具により、自動車の座席にチャイルドシートを固定する仕組み(別紙2図参照)
- ・トップテザー: 衝突時にチャイルドシートの回転を抑えるため、チャイルドシート上部と車両をつなぐひも状の部品